

厚生労働省 和歌山労働局

「学生のための労働法制等出張講義」（無料）

「働くときのルール及び社会に出るまでに知っておくべき労働法制等の基礎知識」などの出張講義を無料で実施しています。

- アルバイトをしたが、約束した労働条件ではなかった
- 就職した会社に長時間・過重労働があったら、どうしたらいいの？
- 社会に出る前に、働くことのルールや法律の知識を教えてほしい

学生から、このような悩みや相談を受けておられていませんか？

最近、労使関係のルールや労働法制を知らずに社会へ出たため、適正な労使関係を築くことができずに早期退職していくという問題点が多く指摘されており、中には、過酷な労働環境なのに異議も言えず、その結果、精神や身体の不調を起こして退職を余儀なくされるといった事例も見受けられます。

このような問題の解決をお手伝いするため、和歌山労働局（労働基準監督署、ハローワーク）においては、中学生、高校生及び大学生等を対象とした「労働法制等出張講義」（無料）を実施しています。希望される学校に和歌山労働局の職員が出向き、働くときのルールや知っておくべき労働法制などの講義を行います。

「労働法制等出張講義」の実施をご希望される場合は、下記の問合せ先まで、お気兼ねなく御連絡ください。講義の内容については、御要望に応じて調整させていただきます。

お問合せ先

和歌山労働局 雇用環境・均等室

〒640-8581

和歌山市黒田2丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎4階

TEL 073-488-1170

学校名、希望される講義内容、実施希望時期、受講対象学生数及び講義実施場所等をお知らせください。

○希望される講義内容の例

- ・労働基準法など働く者の法律の基礎知識について
- ・働くときのルール・労使関係のルールについて
- ・若者等の雇用対策・就業対策について

など